## 重度心身障がい者医療費支給申請書の書き方

支給申請書は、市役所保険年金課(I階④番窓口)でお渡ししているほか、市ホームページ からもダウンロードできます。



## 記入時確認事項

次の事項を確認の上、支給申請書を提出してください。また、裏面の記入例を参考に記入してください。

- ① 支給申請書は、同一診療月にかかった全ての医療機関等の領収書(保険診療分)を添付して、診療月の 翌月以降に提出してください。
- ② **月ごと**(|日から末日まで)、**医療機関ごと**(調剤薬局は別、同じ病院の医科と歯科、外来と入院は別) に分けて申請書を作成してください。
- ③ 領収書に次の記載があるか確認してください。

受診者名、診療月、保険診療総点数(または総費用額)、支払額、発行日、発行者名(医療機関等)

- ④ 申請者記入欄を記入し、**領収書の原本**を添付してください。領収書原本が必要な場合は、窓口で原本確認後、コピーを取らせていただきます。
- ⑤ 医療機関記入欄を医療機関等が記入した場合、領収書の添付は不要です。
- ⑥ 原則として、領収印のある領収書の添付をお願いします。医療機関等において「領収印」を省略している場合、「領収印」の押印がない理由を市から医療機関等へ確認する場合があります。
- ⑦ 申請ができる期間は、医療費を医療機関等に支払った日から5年間となります。それを過ぎたものは時◇ 効により助成できません。

## 【注意事項】

- ○精神障がい者保健福祉手帳 I 級のみを所持している人の精神病床への入院費用は、**支給対象外**のため、申請できません。
- 〇治療用装具費用の助成申請には、療養費の決定通知書等の写し、領収書の写し、療養担当保険医の作成指 示書の写しを添付してください。
- ○高額療養費、附加給付などの支給があった場合には、申請の際に支給されたことがわかる書類(決定通知書等)を添付してください。
- ○重度心身障がい者医療費の支給申請後、または支給決定後に医療機関等で精算が行われ、医療費の自己負担額が変更となった場合は、お手数ですが、精算を行ったことがわかる書類(領収書等)をお持ちの上、市に申し出てください。後日、支給金額等を再計算します。
- ○マル長(特定疾病等)に係る医科分は、重度心身障がい者医療費の助成対象となりますので、支給申請書 を提出してください。薬剤分は、加入している各種医療保険者へ請求してください。
- ○子ども医療費の受給資格登録者の場合、入院時の食事代は、子ども医療費の支給対象となります。

## 支給申請書提出先

- 〇市役所 保険年金課 国民年金·医療費担当(I階④番窓口)、各出張所
- ※郵送でも提出できます。市役所保険年金課へ郵送してください。
- ※出張所に提出した場合や郵送の場合、提出した日ではなく、申請書が保険年金課に届いた日が受付日となります。